

地域特産品開発支援事業実施要綱

28産労農安第1060号
平成29年2月14日
改正 3産労商支第123号
令和3年4月1日

第1 目的

この要綱は、都内中小食品製造事業者の活性化を図るため、都内産の原材料、又は東京の伝統的手法や独自の技術、若しくは地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター食品技術センターが開発した技術を活用した質の高い東京ならではの特産品の開発を進める事業者を支援する「地域特産品開発支援事業」の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 事業の内容

都内の中小食品製造事業者等に対して、東京の特産品として販売することができる新たな加工食品の商品化に必要な経費の一部を補助することにより支援する。

第3 事業実施主体

事業実施主体は、東京都内に主たる事業所を有している中小企業者等とする。

第4 審査会

- 1 東京都は第2に規定する支援対象の審査等を行うため審査会を設置する。
- 2 審査会に必要な事項は別に定める。

第5 措置

知事は、別に定めるところにより毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

なお、補助対象経費については、別に定める。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。